

労働時間等の現状と働き方の見直しに向けた取組状況

<目次>

I. 労働時間等の現状

- ・労働者一人平均年間総実労働時間の推移・・・1
- ・労働時間の分布の「二極化」・・・2
- ・年齢階級別1週間の就業時間・・・3
- ・男性有業者の年齢別平日行動時間とその変化・・・4
- ・平日の帰宅時間が23時以降翌朝3時未満の父親の割合・・・5
- ・有配偶の男性正社員・正規社員のうち週60時間以上就業している者の割合と合計特殊出生率・・・6

II. 仕事と家庭の両立支援、働き方の見直しに関する取組状況

- ・最近の状況・・・7
- ・次世代育成支援対策推進法の趣旨・・・8
- ・改正育児・介護休業法案概要・・・9
- ・少子化社会対策大綱・・・10

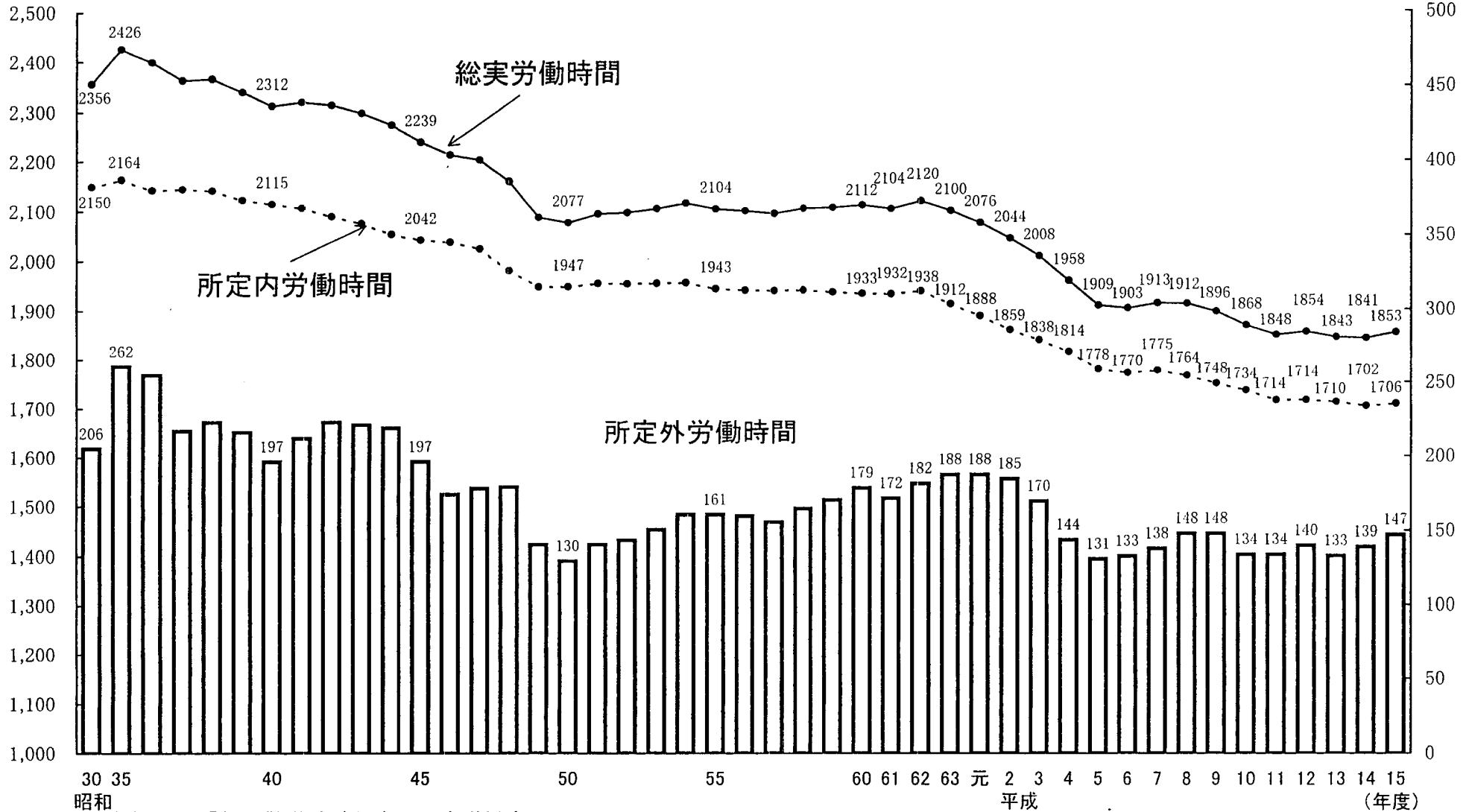
平成16年9月30日
厚生労働省雇用均等・児童家庭局

I. 労働時間等の現状

(総実労働時間:時間)
(所定内労働時間:時間)

労働者1人平均年間総実労働時間の推移(年度、確報)

(所定外労働時間:時間)

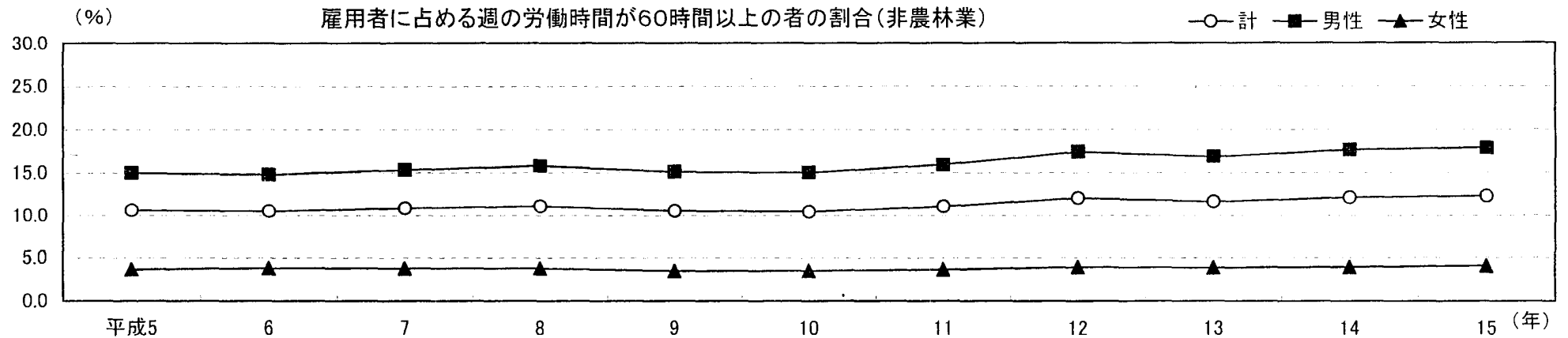
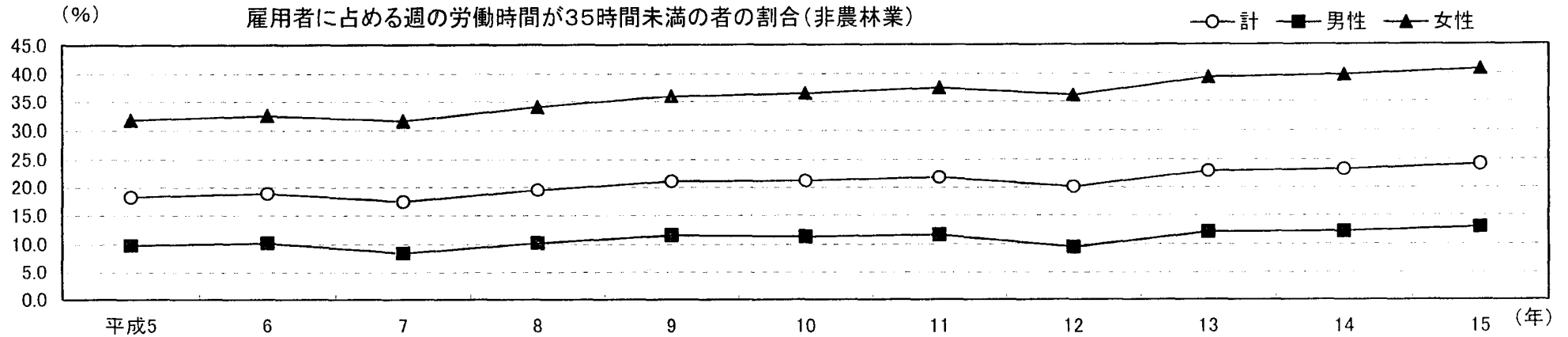


資料出所:「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)

- (注) 1 事業所規模30人以上。
- 2 数値は、年度平均月間値を12倍し、小数点以下第1位を四捨五入したものである。
- 3 所定外労働時間は、総実労働時間から所定内労働時間を引いて求めた。
- 4 昭和58年以前の数値は、各月次の数値を合算して求めた。

労働時間の分布の「二極化」

○ 週労働時間が35時間未満の者の割合が上昇傾向にある一方で、週労働時間が60時間以上の者の割合が、1999年以降緩やかながらも上昇傾向にあるように、労働時間は長短両極に分散化する傾向にある。



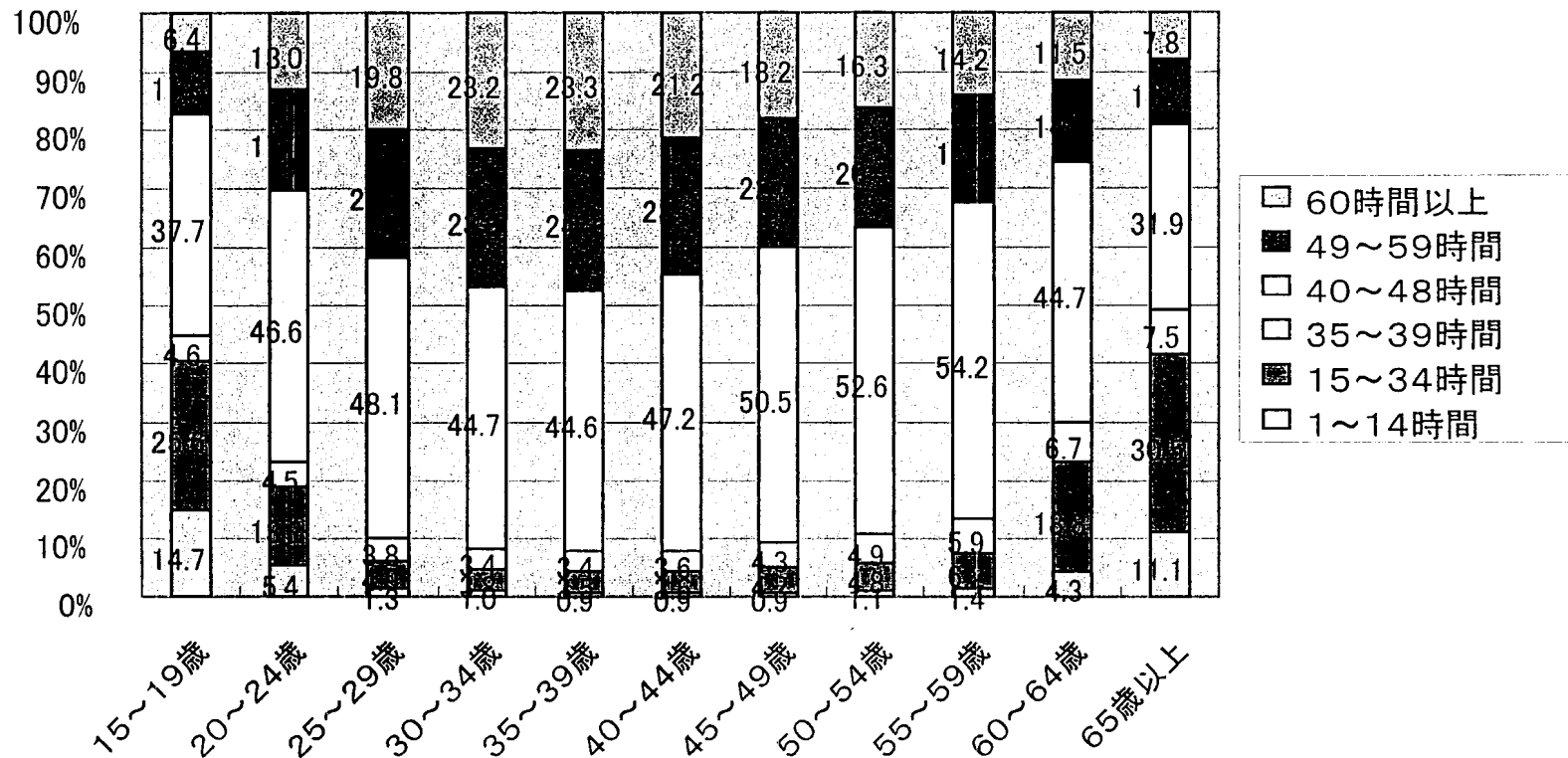
資料出所：総務省統計局「労働力調査」

- * 雇用者のうち休業者は除く。
- * 長短両極に分散化する一方で、近年週35時間以上60時間未満の労働者は大きく減少している。
- * 「労働力調査」の調査対象には、国家公務員、地方公務員を含むほか、管理監督者などの労働基準法の労働時間等に関する規定の適用除外とされている者や新技術、新商品等の研究開発の業務などの労働基準法第36第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準の適用除外とされている事業又は業務に従事している者を含むため、上記グラフはこれらの者を含んだ数の推移を示すものである。

年齢階級別 1 週間の就業時間

子育て期にある30歳代の就業時間は最も長く、2割以上が週に60時間以上

男性の年齢階級別 1 週間の就業時間

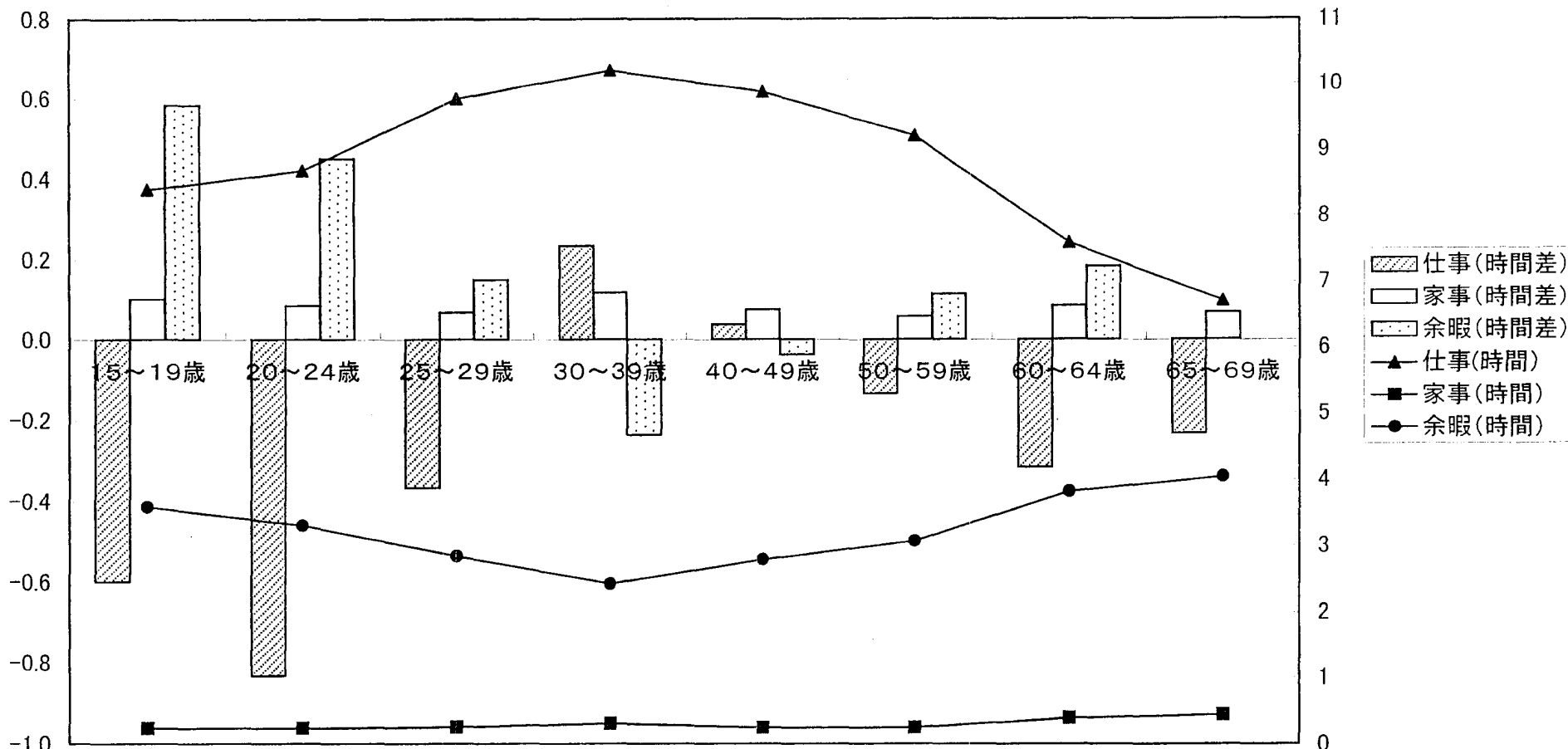


資料:総務省統計局「国勢調査」(平成12年)

時間差(時間)

男性有業者の年齢別平日の行動時間(2001年)とその変化(2001年と1991年)

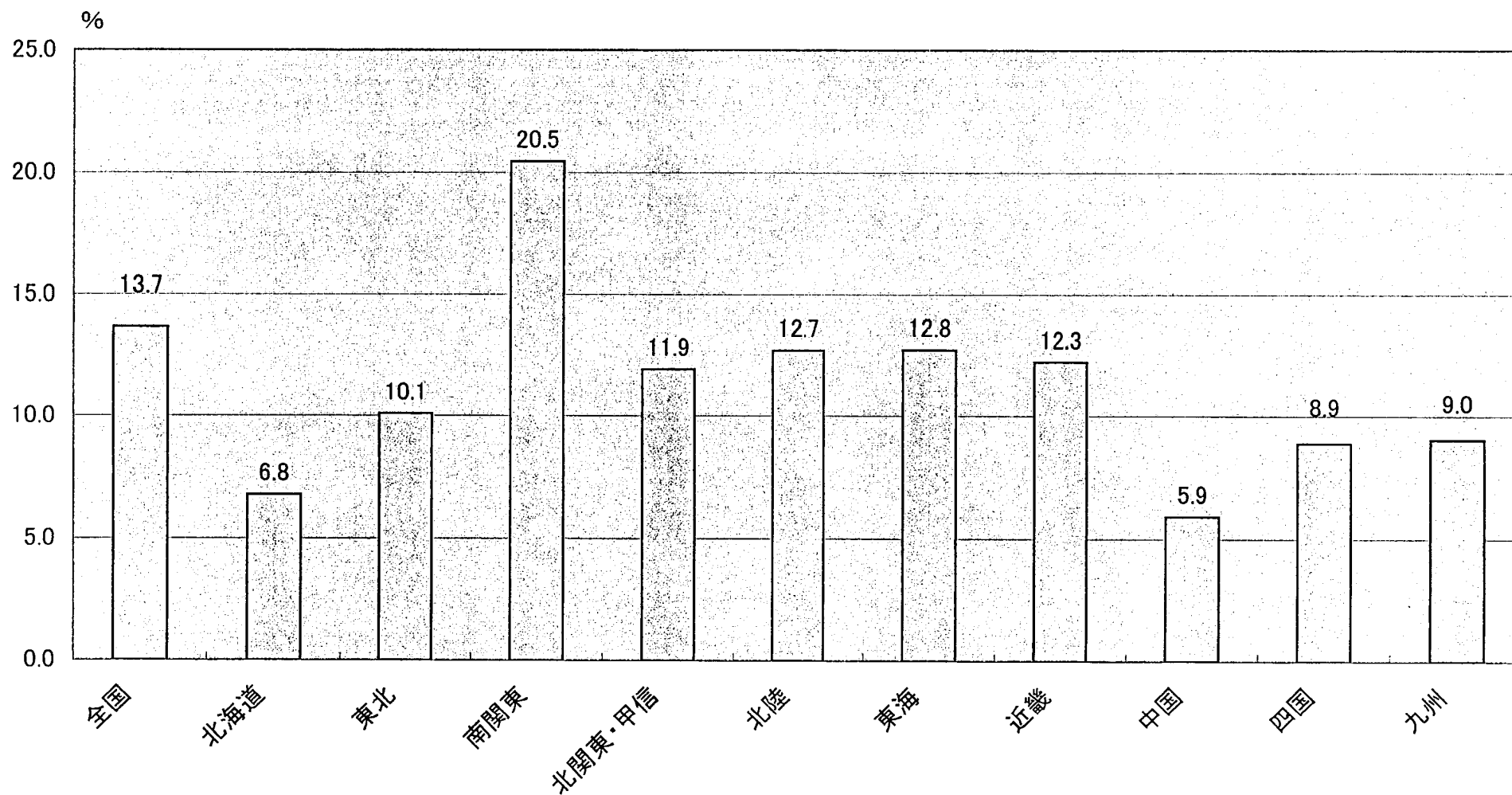
時間



資料:総務省統計局「社会生活基本調査」

平日の帰宅時間が23時以降翌朝3時未滿の父親の割合（未就学児のいる父親）

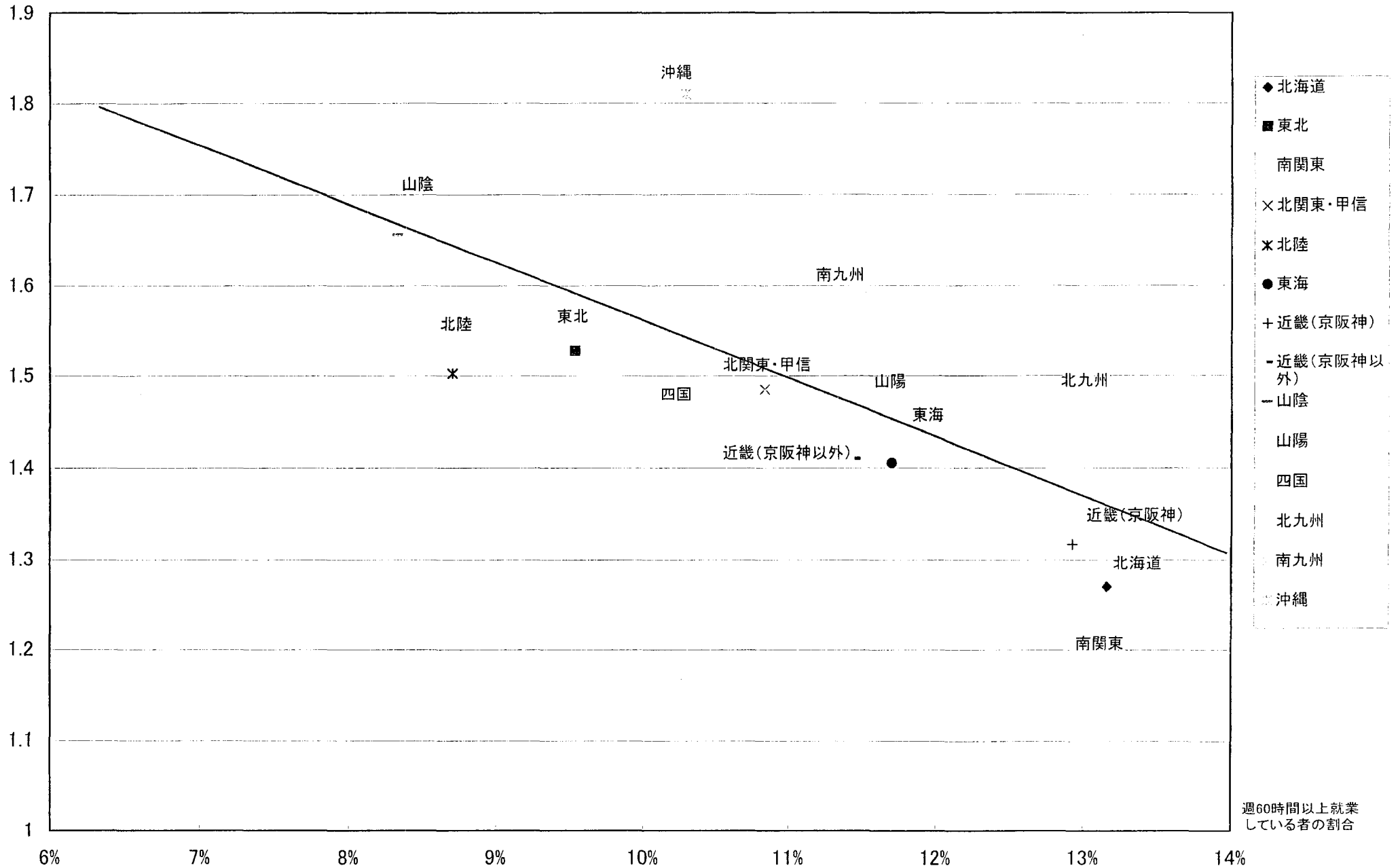
14%の父親の帰宅時間が深夜に及んでおり、特に、南関東では2割以上



資料: (株)UFJ総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」(厚生労働省委託(2003年))

有配偶の男性正社員・正規職員のうち週60時間以上就業している者の割合と合計特殊出生率

長時間労働者比率が高い地域ほど出生率も低い



週60時間以上就業している者の割合